

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：宜野座村

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.1 %
全職員	69.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.4 %
本庁課長補佐相当職	101.4 %
本庁係長相当職	100.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	99.4 %
21～25年	91.0 %
16～20年	82.6 %
11～15年	83.9 %
6～10年	87.9 %
1～5年	73.6 %

【説明欄】

- ・2. (1)「本庁部局長・次長相当職」欄について、本村は該当する役職がないため記載なし。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きいこと等が考えられる。
- ・「全職員」の男女の給与の差異は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の女性割合が多いことなどが主な要因と考えられる。
- ・一方の性別の職員がいない場合、又は1名の項目については「—」と記載している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
任期の定めのない常勤職員	6.7 %

【説明欄】

・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は6.7%である。今後も性別にかかわらず、職員の能力や適性などを踏まえながら人材育成及び登用を進めていく。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	6.7 %
本庁課長補佐相当職	53.3 %
本庁係長相当職	37.5 %

【説明欄】

・係長相当職は37.5%、課長補佐相当職においては53%台となっており、将来の管理職の候補者層は形成されている。今後は、課長相当職への登用に向けた人材育成が課題である。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	50.0 %	%	%	%
1月超3月以下	50.0 %	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	33.3 %	%	100 %
9月超12月以下	%	33.3 %	%	%
12月超24月以下	%	33.3 %	%	%
24月超	%	%	%	%

【説明欄】

- ・常勤職員（男性）については、1月以上の育児休業を取得する常勤職員がいるなど、男性の育児参画における意識改革が進んでいる。
- ・会計年度任用職員（男性）で対象になる者はいなかった。

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	3.5 時間／月
内部部局等以外	1.7 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等以外の対象職員：認定こども園、教育委員会職員を除いた職員
- ・内部部局等の対象職員：上記の職員を除いた職員